午前10時 0分開議

○議長(森 温繁君) おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議第14号の上程・説明・質疑・討論・採決

〇議長(森 温繁君) 日程により、議第14号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共 団体の数の減少及び規約変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○総務課長(出野正徳君) では、議第14号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてご説明をいたします。

まず、提案理由でございますが、地方自治法の一部改正によりまして、収入役制度から一般職の会計管理者制度に、吏員の名称が職員にそれぞれ変わったため条文の語句の整理を行うとともに、本組合加入団体であります伊豆つくし学園組合が、解散により平成19年3月31日をもって本組合から脱退することになったため、当組合規約を変更するものでございます。それでは、変更の内容についてご説明をいたします。

恐れ入りますが、条例改正関係等説明書の1ページから4ページをお開きください。左側が改正前、右側が改正後で、アンダーラインのところが今回改正をする場所でございます。

第10条第6項の全文を改めるものです。

改正後は、組合に会計管理者1人を置く。会計管理者は、組合事務局職員のうちから組合 長が任命する。

第11条は全部を改めるものです。

第11条第1項、組合に事務局を設け、職員を置く。第2項、前項の職員は、組合長がこれを任命する。

別表第1及び別表第2中の「、伊豆つくし学園組合」をそれぞれ、削るものでございます。 それでは本文に戻っていただきまして、附則でございますが、この規約は、平成19年4月 1日から施行する。 大変雑駁ではございますが、よろしくご審議のほどお願いをいたします。

○議長(森 温繁君) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森 温繁君) 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森 温繁君) ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森 温繁君) 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森 温繁君) ご異議はないものと認めます。

よって、議第14号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約変更については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第15号~議第18号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長(森 温繁君) 次は、日程により、議第15号 南豆衛生プラント組合規約の一部を変更する規約について、議第16号 伊豆斎場組合規約の一部を変更する規約について、議第17号 共立湊病院組合規約の一部を変更する規約について、議第18号 下田地区消防組合規約の一部を変更する規約について、以上4件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○環境対策課長(鈴木布喜美君) それでは、議第15号 南豆衛生プラント組合規約の一部変 更についてご説明申し上げます。 議案件名簿の9ページをお開きください。

提案理由といたしまして、地方自治法の一部改正に伴う執行機関の組織の変更と、組合議員の任期の変更に伴い、規約の変更を行うものであります。

改正の内容につきましては、説明資料の5、6ページをお開きください。5ページが改正 前、6ページが改正後で、下線部分を改正するというものでございます。

まず、第7条、組合議員の任期ですが「2年」を「4年」とするもので、他の一部事務組合と同様とするものであります。

次に、第9条、執行機関の組織の改正でありますが、地方自治法の一部を改正する法律が 平成19年4月1日に施行されることを受け、副管理者を廃止すること及び収入役の廃止並び に会計管理者の創設に伴い、南豆衛生プラント組合は、南伊豆町の会計管理者とすることで、 本組合規約の変更が必要となったものであります。

第1項中「、副管理者及び収入役各1人」を「及び会計管理者」に改め、第2項中「管理者及び副管理者」を「管理者」に、「収入役は、南伊豆町の収入役の事務を行う者」を「会計管理者は、南伊豆町の会計管理者」に改め、第3項中「、副管理者及び収入役」、「又は収入役の事務を行う者」を削除するものであります。

議案件名簿に戻りまして、10ページをお願いいたします。

附則ですが、この規約は平成19年4月1日に施行するものであります。

以上で議第15号 南豆衛生プラント組合規約の一部変更について説明を終わらせていただきます。

よろしく審議のほどをお願いいたします。

〇議長(森 温繁君) 番外。

○市民課長(山崎智幸君) それでは、議第16号 伊豆斎場組合規約の一部を変更する規約についてご説明申し上げます。

議案件名簿の11ページをお開きください。

提案理由といたしまして、地方自治法の一部改正に伴う執行機関の組織の変更に伴い、規 約の変更を行うものであります。

今回の改正は、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布され、平成19年4月1日に施行されることを受け、副管理者及び収入役の廃止並びに会計管理者の創設に伴い、職務を下田市の会計管理者とすることにより、規約の変更が必要となったものであります。

改正の内容につきましては、説明資料の5ページ、6ページをお開きください。左側が改 正前、右側が改正後で、下線部分を改正したいというものであります。

まず、第9条は、執行機関の組織の改正であり、第1項中「、副管理者及び収入役各1人」を「及び会計管理者」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「吏員及びその他の職員」を「職員」に改め、同項を同条第3項とするものであります。

第10条は、執行機関の選任の改正であり、第1項中「管理者及び副管理者」を「管理者」に改め、同条第2項中「収入役は、南伊豆町の収入役の事務を行う者」を「会計管理者は、下田市の会計管理者」に改め、同条第3項中「管理者及び副管理者」を「管理者」に改め、同条第4項中「前条第4項の吏員及びその他の職員」を「前条第3項の職員」に改めるものであります。

第11条は、運営委員の改正であり、「管理者及び副管理者」を「管理者」に改めるものであります。

次に、議案件名簿の12ページをお開きください。

附則ですが、この規約は平成19年4月1日から施行するというものであります。

以上で、議第16号 伊豆斎場組合規約の一部を変更する規約についての説明を終わらせて いただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 〇議長(森 温繁君) 番外。
- **〇健康増進課長(河井文博君)** それでは、議第17号 共立湊病院組合規約の一部を変更する 規約についてご説明申し上げます。

議案件名簿の13ページをお開きください。

先ほどから説明されているように、地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53 号)が、平成19年4月1日から施行されるに伴い変更するものでございます。

提案理由としまして、地方自治法の一部改正に伴う執行機関の組織の変更に伴い、規約の 変更を行うものでございます。

それでは、別紙条例関係等説明資料の7ページ、8ページをお開きください。

上段の部分が共立湊病院組合の規約でございます。今回の改正は、平成18年6月7日に地方自治法の一部を改正する法律が公布され、収入役制度の見直しや吏員制度の廃止に伴い共立湊病院規約の変更が必要となりました。

それでは、規約の新旧対照表をご覧ください。 7ページが改正前、8ページが改正後でご

ざいます。

アンダーラインの箇所が改正する箇所で、第9条第1項中「収入役」を右側の「会計管理者」に改め、同条第4項中「収入役」を「会計管理者」に、「収入役の事務を行う者」を「会計管理者」に改めるものでございます。

第10条第1項中「吏員その他の職員(以下「職員」という。)」を「職員」に改めるものでございます。

前の議案件名簿14ページに戻っていただきまして、附則ですが、この規約は平成19年4月 1日から施行するものでございます。

以上、簡単でございますが、議第17号 共立湊病院組合規約の一部を変更する規約につい ての説明を終わらせていただきます。

ご協議のほど、よろしくお願いいたします。

〇議長(森 温繁君) 番外。

○市民課長(山崎智幸君) それでは、議第18号 下田地区消防組合規約の一部を変更する規約についてご説明申し上げます。

議案件名簿の15ページをお開きください。

提案理由といたしまして、地方自治法の一部改正に伴う執行機関の組織の変更に伴い、規 約の変更を行うものであります。

今回の改正は、地方自治法の一部を改正する法律が平成18年6月7日に公布され、平成19年4月1日に施行されることを受け、副管理者及び収入役の廃止並びに会計管理者の創設に伴い、職務を下田市の会計管理者とすることにより、規約の変更が必要となったものであります。

改正の内容につきましては、説明資料の7ページ、8ページをお開きください。左側は改 正前、右側が改正後で、下線部分を改正したいというものであります。

まず、第9条は、執行機関の組織及び選考方法の改正であり、第1項中「、副管理者及び収入役」を「及び会計管理者」に改め、同条第2項を次のように改める。「管理者は、下田市長をもって充てる」。

同条第3項中「収入役は」を「会計管理者は」に、「収入役の事務を行う者」を「会計管理者」に改めるものであります。

第10条は、管理者、副管理者及び収入役の任期であり、削除するものであります。

第11条は、消防職員の改正であり、第1項中「第12条第1項に規定する消防吏員及びその

他の職員(以下「消防職員」という。)」を「第11条第1項に規定する消防職員」に改め、同条第2項中「条例」を「、条例」に改め、同条第3項中「、消防長が」を「消防長が」に改め、同条を第10条とし、第12条を第11条とし、第13条を第12条とするものであります。

次に、議案件名簿の16ページをお開きください。

附則ですが、この規約は平成19年4月1日から施行するというものであります。

以上で、議第18号 下田地区消防組合規約の一部を変更する規約についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(森 温繁君) 議第15号から議第18号までの当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第15号 南豆衛生プラント組合規約の一部を変更する規約についてに対する質疑 を許します。

10番。

- ○10番(小林弘次君) 南豆衛生プラントは、下田市と南伊豆とでし尿処理を共同処理する というものでございますが、副管理者を削除するということでございますが、この理由は何 でしょうか。
- 〇議長(森 温繁君) 番外。
- ○環境対策課長(鈴木布喜美君) 地方自治法の一部改正に伴いまして、廃止にするということでございます。

[発言する者あり]

- 〇議長(森 温繁君) 番外。
- **〇健康増進課長(河井文博君)** よろしいですか。共立湊病院の関係ですが、副管理者は置く ことになっています。

[発言する者あり]

- 〇議長(森 温繁君) 市長、どうぞ。
- ○市長(石井直樹君) 副管理者を置かないことにつきましては、例えば、斎場も置かないということになりました。南豆衛生プラントに関しましては、副管理者を置くか置かないかというのは、管理者、副管理者の話し合いを持ちまして、副管理者を置かなくてもいいという判断で今回上げさしていただいたものでございます。

これは、南豆衛生プラントは私が管理者ということでございますので、最終的に、その判

断を南伊豆町長と話し合いの上で決めさせていただきました。

それから、共立湊病院の組合につきましては、管理者が南伊豆の町長であります。町長の 方から病院はいろいろ問題点、まだ抱えているものが大変多いということで、ぜひ、副管理 者として、下田市長、河津町長に残っていただきたいと、こういう申し入れがありまして、 話し合いの結果、副管理者としてそのまま残ると、こういうように決めさせていただきまし た。

- 〇議長(森 温繁君) 10番。
- ○10番(小林弘次君) 提案の理由が、地方自治法の改正で副管理者を置かないと言っているわけです。こういうごまかしの説明をして議会を通そうということ自体がおかしいんですよ。そういうことについて、きちんとしたけじめをつけてください。

[発言する者あり]

- 〇議長(森 温繁君) 番外。
- ○環境対策課長(鈴木布喜美君) 副管理者の廃止については、一部組合において、南豆衛生 プラント事務組合において職務代理者の規則を制定いたします。

[発言する者あり]

○議長(森 温繁君) 暫時休憩いたします。

午前10時17分休憩 —————— 午前10時40分再開

○議長(森 温繁君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎発言の訂正

○議長(森 温繁君) ここで、お諮りいたします。

当局から、議第15号に対する質疑において、答弁内容に誤りがありましたので発言の訂正 をしたい旨の申し出がありました。この訂正の申し出を許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森 温繁君) ご異議はないものと認めます。

当局からの発言の訂正の申し出を許可することに決定いたしました。

発言の訂正について説明を求めます。

番外。

○環境対策課長(鈴木布喜美君) 長い間の時間、まことに申しわけございませんでした。

今まで、組合の執行体制の中で管理者、副管理者のもとで事業を執行してきました。事務の合理化を図るため、副管理者の設置について首長会議の中で協議を行っていたところ、副管理者を廃止しても事務執行が適正に執行されるという判断から、今回廃止したものです。管理者に事故があった場合については、職務代理者が執行いたします。

以上でございます。

○議長(森 温繁君) ただいまの当局の発言の訂正については、これを承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森 温繁君) ご異議はないものと認めます。

当局からの申し出のありました発言の訂正については、これを承認することに決定いたしました。

番外。

〇市長(石井直樹君) 申しわけございませんでした。

環境対策課長の発言が不適切だったということで、市長としておわび申し上げたいと思います。申しわけありませんでした。

○議長(森 温繁君) ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長(森 温繁君) これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森 温繁君) ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森 温繁君) 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森 温繁君) ご異議はないものと認めます。

よって、議第15号 南豆衛生プラント組合規約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第16号 伊豆斎場組合規約の一部を変更する規約についてに対する質疑を許します。

10番。

- ○10番(小林弘次君) 伊豆斎場組合も副管理者を置かないことになるんでしょうか。
- 〇議長(森 温繁君) 番外。
- ○市民課長(山崎智幸君) 伊豆斎場組合もプラント組合と同じでありまして、今まで組合の 執行体制の中で管理者、副管理者のもとで事業を執行してまいりました。今回事務の合理化 を図るため、副管理者の設置について首長会議の中で協議を行ったところ、副管理者を廃止 しても事務執行が適正に執行されるという判断から、今回廃止したものです。管理者に事故 があった場合には、職務の代理者ということで執行いたします。

以上でございます。

- 〇議長(森 温繁君) 10番。
- **〇10番(小林弘次君)** 職務代理者ということになりますと、下田市の課長さんがおやりになるんでしょうか。
- 〇議長(森 温繁君) 番外。
- **〇市民課長(山崎智幸君)** はい。職務代理者の規則を制定いたしまして、私が行うようになります。
- ○議長(森 温繁君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森 温繁君) これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森 温繁君) ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森 温繁君) 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森 温繁君) ご異議はないものと認めます。

よって、議第16号 伊豆斎場組合規約の一部を変更する規約については、原案のとおり可 決することに決定いたしました。

次に、議第17号 共立湊病院組合規約の一部を変更する規約についてに対する質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森 温繁君) 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森 温繁君) ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森 温繁君) 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森 温繁君) ご異議はないものと認めます。

よって、議第17号 共立湊病院組合規約の一部を変更する規約については、原案のとおり 可決することに決定いたしました。

次に、議第18号 下田地区消防組合規約の一部を変更する規約についてに対する質疑を許 します。 10番。

- **〇10番(小林弘次君)** 消防組合の規約も、副管理者を置かないことになるんでしょうか。
- 〇議長(森 温繁君) 番外。
- ○市民課長(山崎智幸君) はい、そうなります。
- 〇議長(森 温繁君) 10番。
- ○10番(小林弘次君) 南豆衛生プラントあるいは斎場組合、これにつきましてはほぼ業務的なものでございまして、一種の執行上の大きな問題はないと思うものでございます。しかし、消防組合におきましては、恐らく職員数80人以上の職員を抱えて河津町よりも職員の多い特別地方自治体ということになると思うんです。ここに副管理者を置かず、管理者1人の執行でいいのかどうなのか、これはもう十分検討されるべき課題だと思うんです。私は、消防組合においては、やはり単に管理者、副管理者を置くことによってわずか数万円、年額報酬わずかなことであろうと思いますが、やはり河津町よりも大きな特別地方自治体において副管理者を置かないというのは、余りいいことが起きないのではないのかというふうに思うわけでございますが、その点については市長、また当局はどうお考えになっているんでしょうか。
- 〇議長(森 温繁君) 番外。
- ○市長(石井直樹君) 下田地区の消防組合の中に副管理者を置かないということにつきましては、構成団体である河津町、下田市、それから南伊豆町の首長の運営会議の中で話し合いをさせていただきました。

消防組合の場合は、確かに議員がおっしゃるように、消防署の職員が大変多くいるわけでありますけれども、副管理者の立場である職務代理者的なものは、消防長がしっかりできるというような形でございまして、2月21日の消防組合の議会におきましてもこの辺の説明をして、了承されたところでございます。

〇議長(森 温繁君) 10番。

○10番(小林弘次君) 私は、一部事務組合というのは構成する団体の分担金によって運営されるわけです。今後、消防組合の救急業務あるいはそれに伴うさまざまな施策というものが、恐らく大きなものが出てくるのではないかと思うんです。そういうときに、いかに現在の構成している下田と河津と南伊豆町の町長並びに市長が相談したからといって、一つの組織としてこういうものを副管理者を置かないような組織形態にしていいものかどうなのか、極めて問題があるのではないかと思うものでございます。

これにつきましては、やはり仮に組合議会がそれを決めたからといって決定できるものではなくて、規約の変更にかかわるものであり、それぞれの議会が決めることであるわけです。 組合の議会でこういうことを決めることは全くできない、権限外のことなんです。それぞれの規約のことでございますから、河津町、南伊豆町、下田市の議会が決めることでございます。

したがって、私は、これは将来の運営その他を含めましてこれを考えると、即決するということは議長、極めて問題があると思うんです。この点について議決上、恐らくこれはきちんと委員会付託をしてそれぞれの問題点、将来の問題点を含めまして検討し、結論を出すべきだと思うんですが、この点について議長、特別に議運に諮って検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長(森 温繁君) 議運に一度かけまして、決定して、即決という結論が出たので、こうなっておりますけれども、暫時休憩いたします。

午前10時52分休憩

-___-

午前10時59分再開

○議長(森 温繁君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ただいま小林議員から委員会付託という発言がございましたが、議運にかけましたところ、 即決ということに決まりました。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森 温繁君) これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長(森 温繁君) ご異議がありますので、起立により採決いたします。

委員会付託を省略することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(森 温繁君) 起立多数であります。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

10番。

〔10番 小林弘次君登壇〕

○10番(小林弘次君) 私は、一部事務組合の運営につきましては、それぞれの構成する団体の協力、合意、そして何よりも執行機関に対する責任の分担、これが極めて大事だと思います。

今回の消防組合に副管理者を置かないということを、現在の時点の町長さんあるいは市長さんが決めて、将来にわたってそういうことを強制する、こういうことをしてはいけないと思うんです。先ほどから私は申し上げているように、下田市の消防組合は、河津町、南伊豆町、下田市の1市2町の市民の生命、財産、さらに日々発生する交通事故あるいは救急等の患者の搬送等、大変重要な業務を行っているものでございます。

職員数においても、80人以上の職員を擁し、河津町よりも大きな職員数を持っているという、こういう特別地方公共団体であるわけでございます。こういう理由から、やはり現時点で副管理者を置かないということについては、極めて時期尚早であると思うものでございます。

したがって、この点につきましては、もっと事務上の問題等を含めまして、検討を慎重に 対応するべきであるというふうに考えるものでございます。

○議長(森 温繁君) 次に、賛成意見の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森 温繁君) これをもって討論を終わります。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(森 温繁君) 起立多数であります。

よって、議第18号 下田地区消防組合規約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午前11時 3分休憩

午前11時13分再開

◎議第19号~議第21号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長(森 温繁君) 次は、日程により、議第19号 南伊豆地区広域市町村圏協議会規約の一部を変更する規約について、議第20号 賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会規約の一部を変更する規約について、議第21号 賀茂地区障害者相談支援事業運営協議会規約の一部を変更する規約について、以上3件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○企画財政課長(土屋徳幸君) それでは、議第19号 南伊豆地区広域市町村圏協議会規約の 一部を変更する規約についてご説明申し上げますので、議案案件名簿の17ページをお開きく ださい。

条例関係等説明資料は9ページの最上段、左側が改正前、右側10ページが改正後の下線部分を改正したいというもので、協議会の出納員を「収入役の事務を行う者」から「会計管理者」に改めたいというものでございます。

それでは、恐れ入りますが17ページ本文に戻っていただきまして、地方自治法(昭和22年 法律第67号)第252条の6の規定に基づき、南伊豆地区広域市町村圏協議会規約を別紙のと おり変更するもので、提案理由といたしましては、地方自治法の一部改正に伴い、規約の変 更を行うものであります。

続いて、18ページの変更内容でありますが、南伊豆地区広域市町村圏協議会規約の一部を 次のように変更するとし、協議会の出納員の規定の規約第21条第1項中「収入役の事務を行 う者」を「会計管理者」に改めるもので、これは地方自治法の一部を改正する法律(平成18 年法律第53号)が平成18年6月7日に公布され、出納長及び収入役制度の見直しが行われ、 会計管理者に変更されるとともに、施行期日が平成19年4月1日とされたことによるもので あります。

附則でありますが、この規約は平成19年4月1日から施行するというものであります。

以上で、議第19号 南伊豆地区広域市町村圏協議会規約の一部を変更する規約についての 説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

〇議長(森 温繁君) 番外。

○福祉事務所長(糸賀秀穂君) それでは続きまして、議第20号 賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会規約の一部を変更する規約につきまして、並びに議第21号 賀茂地区障害者相談支援事業運営協議会規約の一部を変更する規約についてを一括してご説明申し上げ、ご理解賜りたいと存じます。

まず、議第20号 賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会規約の一部を変更する規約につきまして、お手数ですが議案件名簿の19ページ20ページをお開き願います。

19ページ議第20号 賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会規約の一部を変更する規約についてですが、この議案は、地方自治法の一部改正によりまして賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会規約の一部を、別紙20ページの内容のとおり変更することにつきまして、協議会構成団体と協議するに当たり、地方自治法第252条の6の規定に基づきまして同法第252条の2第3項本文の例によりまして議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、地方自治法の一部を改正する法律が、平成18年6月7日公布されまして、具体的には、地方自治法第168条の収入役等に関する規定の改正により、特別職であります収入役が廃止されて、市長の補助機関である職員のうちから命ずる会計管理者という職が新たに設置されることに伴い、協議会規約の変更を行うためでございます。

それでは、協議会規約の変更の内容につきまして、条例改正関係等説明資料によりご説明申し上げます。

お手数ですが、条例改正関係等説明資料の9ページ、10ページをお開き願います。中段の 議第20号の説明資料の表、見開き左側9ページが改正前、右側10ページが変更後で、アンダ ーラインを引いてある箇所が今回変更させていただくところでございます。

変更の内容は、第16条第1項中の「収入役の事務を行う者」を「会計管理者」に改めるものでございます。

議案件名簿の19ページに戻っていただきまして、附則でございますが、この規約は平成19 年4月1日から施行するというものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議第20号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

続きまして、議第21号 賀茂地区障害者相談支援事業運営協議会規約の一部を変更する規 約についてをご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の21ページをお開きいただきます。

議第21号 賀茂地区障害者相談支援事業運営協議会規約の一部を変更する規約についてで

すが、この議案は、地方自治法の一部改正等によりまして、賀茂地区障害者相談支援事業運営協議会規約の一部を別紙22ページの内容のとおり変更することについて、当該運営協議会の構成団体と協議するに当たり、地方自治法第252条の6の規定に基づき、同法第252条の2第3項本文の例により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、議題20号と同様、地方自治法の一部改正によりまして、収入役制度が廃止され、新たに会計管理者の職が設置されることに伴い、協議会規約の変更を行うもので、あわせて、協議会規約第1条中に使用している用語について、障害者自立支援法で使用されている用語に適合させるための整備を行うものでございます。

それでは、協議会規約の変更の内容につきまして、条例改正関係等説明資料により説明申 し上げます。

お手数ですが、条例改正関係等説明資料の9ページ、10ページをお開き願いまして、説明 資料の1番下の表ですが、見開きの左側が変更前、右側10ページが変更後で、アンダーライ ンを引いてある箇所が今回変更させていただくところでございます。

変更の内容は、まず第1条中の「障害者」を「障害者等」に改めるものでございまして、これは、障害者自立支援法第4条の用語の定義規定の中で、障害者と障害に関する定義が定められており、一方、障害者自立支援法第2条第1項第1号では障害者と障害児を総称して障害者等という用語を使用していることから、当該自立支援法で使用している用法に準じ、協議会規約中の「障害者」を「障害者等」という用語に改めさせていただくものでございます。

また、第15条第1項中の「収入役の事務を行う者」を地方自治法の一部改正に伴い「会計管理者」に改めるものでございます。

それではお手数ですが、議案件名簿の21ページにお戻りいただき、附則でございますが、 この規約は平成19年4月1日から施行するというものでございます。

以上、大変簡略な説明でございましたが、議第21号 賀茂地区障害者相談支援事業運営協議会規約の一部を変更する規約についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長(森 温繁君) 議第19号から議第21号までの当局の説明は終わりました。

ただいま議題となっております3件について、一括質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森 温繁君) 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております3件については委員会に付託することを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森 温繁君) ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、議第19号 南伊豆地区広域市町村圏協議会規約の一部を変更する規約についてを討論に付します。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森 温繁君) 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森 温繁君) ご異議はないものと認めます。

よって、議第19号 南伊豆地区広域市町村圏協議会規約の一部を変更する規約については、 原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第20号 賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会規約の一部を変更する規約についてを討論に付します。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森 温繁君) 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森 温繁君) ご異議はないものと認めます。

よって、議第20号 賀茂地区障害者計画等策定・推進協議会規約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第21号 賀茂地区障害者相談支援事業運営協議会規約の一部を変更する規約につ

いてを討論に付します。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森 温繁君) 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(森 温繁君) ご異議はないものと認めます。

よって、議第21号 賀茂地区障害者相談支援事業運営協議会規約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第22号の質疑・委員会付託

○議長(森 温繁君) 次は、日程により、議第22号 下田市副市長の定数を定める条例の制 定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○総務課長(出野正徳君) では、議第22号 下田市副市長の定数を定める条例の制定についてご説明を申し上げます。

提案理由でございますが、市町村に助役を1人置くと規定されていましたが、地方自治法 の改正によって副市長の定数は条例で定めると改正されました。

この規定を受けまして、「助役」の名称を「副市長」に変えるとともに、副市長の定数を 条例で定めるものでございます。単に名称が変わるだけではなく、副市長に変わることによって、現在助役が担っている内部的な長の補佐的な役割に加え、長の命を受け自治体行政に 係る政策及び企画について、より積極的な役割を担い、長の最高補助機関の立場から関係部 局を指揮監督し、必要な政策判断を行うことが明確にされたものでございます。

具体的には、市長から委任を受けまして、長の権限に属する事務の一部について、副市長が自らの判断と責任において事務を執行することができるようになりました。

では、議案件名簿の24ページをお願いをいたします。

下田市副市長の定数を定める条例。

地方自治法第161条第2項の規定に基づき、副市長の定数は、1人とする。

附則。

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

大変雑駁な説明ではございますが、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長(森 温繁君) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

10番。

- ○10番(小林弘次君) 助役さんが副市長ということになりまして、これは地方自治法の改正によってそういう名前になるわけですけれども、実質的な内容、要するに助役の職務権限等についていろいろ明確にするということでございまして、これは大変結構なことだと思いますが、本市は課長、助役等の専決規定を設けてございますが、この助役の権限が、専決規定等との関連でどのように拡大されるのか、説明していただきたいと思います。
- 〇議長(森 温繁君) 番外。
- ○総務課長(出野正徳君) 今回、助役が副市長ということで、市長の権限の一部を副市長に委任するわけでございます。その市長の権限に属する事務の一部ということで、すべて委任するわけではございません。地方自治法の153条の第1項についても、市長の権限については市吏員に委任することができるというふうに規定をしてございます。しかし、議会の招集権とか、例えば議案の発案権、条例・規則の公布又は制定権、また監査委員とか教育委員とか地区長の任命権については市長の専属施行ということで助役には委任はできません。高度な政策判断を必要としない一般的な事務に関する権限、例えば職員の異動に関することとか、例えば土地、建物の貸し付けに関すること、例えば工事の検査復命に関すること、例えば入札の予定価格の決定に関することについては、これは副市長に委任することができるのではないかと。

しかし、まだこれについては内部で検討が不十分でございますので、それぞれもう一度内部でさらに検討して政策会議に諮って、何を副市長に委任をするかというのは、今後検討していきたいと思います。

今現在、事務専決規定という中で、いよいよ事務の決裁処理を効率的に行っているわけで ございますが、これらについても事務の委任とあわせながら今後検討をしていく予定でござ います。

以上でございます。

〇議長(森 温繁君) 10番。

○10番(小林弘次君) この、市長の職務権限というものについては、ご承知のように地方 自治法で定められていて、主なる執行権限の最大の権限は、やはり予算の編成権、執行権、 あるいは公有財産の管理等々あると思います。そういった中で今回副市長を定めるというこ の条例の中で、従来の専決規定から一歩進めて市長権限の一部を副市長に委任するというこ とでございますが、これは委任の規定を明確に定めておかないと、執行機関における執行機 能において混雑を生ずると思うんです。

例えば、昨日の一般質問の中でも土屋誠司議員も指摘されましたが、一般廃棄物の処分業の許可申請等について助役や市長の決裁のないまま、これほど重要なやつが行われていたという、恐るべき事実が判明しているわけです。助役や市長の知らない間にそういう処分業の許可が行われていたと。しかもその内容が極めてずさんなものであったということが明確になったわけです。

今回、副市長を置いて市長の職務権限を副市長に委任するということは、平成19年度年度 当初からこれを行うわけです。したがって、速やかに委任規定、専決規定の見直しを図らな ければ、行政にまたまた混乱を生ずるおそれがあると思うんです。そういう点でやはり行政 機構の職務権限等についての明確な規定、そういうものがないと、今言ったような市政の執 行の紊乱というものが始まるんではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

〇議長(森 温繁君) 番外。

○総務課長(出野正徳君) 当然、副市長に市長の権限という大きな権限を与えるわけですから、これについては明確にしなければならないと思っています。これについては、どういう事務を副市長に委任するのか、ちゃんと告示行為の中で、告示をして、明確にしていきたいと思っています。

事務決裁については、早急に、年度途中というわけにはいきませんので、来年度というか 20年度からできるように、とりあえず十分委任について、どういう事項を委任するのが一番 ベターなのか、事務が効率よくできるのか、また、政策的な判断ということで市長と二人三 脚の中で業務執行ができるのか、十分その辺は検討して慎重にこれは行っていきたいと思います。

以上でございます。

〇議長(森 温繁君) 10番。

○10番(小林弘次君) やはりこのような条例を制定する以上は、条例の施行に関する詳細を市長以下内部できちんと固めていかないと、これは執行上の混乱をまたまた引き起こすん

ではないのかというふうに思うわけなんです。

ただいまのお話によりますと、条例だけは決めるけれども、その内容その他はこれから一生懸命勉強して研究してやるんだというふうなことですが、それはそれでしようがないのかなとも思いますが、施行が平成19年4月、もう目前に迫っているわけですね。最低の基準をこの平成18年度末に告示をして副市長権限を明確にしていかないと、市民も困るし、議会も困るんではないでしょうか。その点、いかがでしょうか。

- 〇議長(森 温繁君) 番外。
- ○総務課長(出野正徳君) 4月以降についても現在の事務決裁規則ありますので、当分はその決裁規則の中で運用をしていこうかと考えてます。

今、言いましたように、市長の権限を委任を行うわけですから、本当に何を委任するのが 一番ベターなのか、これについては内部でもう一度詰めて、政策会議に諮ってやっていきた いということで、早急に決めて後でまたいろいろな問題が起きると大変ですので、これらに ついては慎重に取りかかってやっていきたいと思います。

以上でございます。

○議長(森 温繁君) ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長(森 温繁君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第22号議案は、総務常任委員会に付託いたします。

◎議第23号の質疑・委員会付託

○議長(森 温繁君) 次は、日程により、議第23号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○総務課長(出野正徳君) 議第23号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、地方分権一括法の施行から既に6年余りが経過をしてございます。その後、平成の大合併による市町村合併の急速な進展、自治体における行政改革の高まり、また構造改革特区制度による地方からの活発なる提案等、国と地方との関係についてさまざまな動きが今出てきております。こうした背景を踏まえ、さらに地方分権を進めるため

に、地方の自主性、自立性の拡大を図るための措置として、副知事及び助役並びに出納長及 び収入役制度の見直し、監査の充実、財務に関する制度の見直し等について法が整備されま したことを受けまして、今回所要の措置を講ずるものであります。

では、条例関係等説明資料の11ページから16ページにそれぞれ記載してございますので、 ご覧いただきたいと思います。左側が改正前、右側が改正後の規定でありまして、アンダー ラインのところが今回改正をする場所であります。

第1条の下田市特別職の常勤職員給与支給条例及び第2条の下田市職員等の旅費に関する 条例の一部改正でございますが、条文中及び別表中「助役」を「副市長」に改めるものでご ざいます。

第3条は、下田市税賦課徴収条例の一部改正でございます。

普通地方公共団体に市吏員その他職員を置くことになっておりますが、改正により普通地 方公共団に職員を置くことになったことにより、「市吏員」を「職員」に改めるものでござ います。

第4条は、下田市監査委員に関する条例の一部改正であります。

現行の下田市監査委員に関する条例第2条 監査委員の定数は、2人とすると規定されて おります。法律で、市及び町村の監査委員の数は2人と明確に規定されましたことから、条 例の規定を削るものでございます。

第5条は、下田市特別職報酬等審議会条例の一部改正であります。

「助役」を「副市長」に改め、条文中の文言を整備するものでございます。

第6条は、下田市収入役事務兼掌条例の廃止でございます。

収入役制度から会計管理者制度になることにより、これは廃止をするものでございます。

本文に戻っていただきまして、附則でございますが、この条例は平成19年4月1日から施 行する。

大変雑駁な説明でございますが、よろしくご審議のほどお願いをいたします。

〇議長(森 温繁君) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

[発言する者なし]

○議長(森 温繁君) 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第23号議案は、総務常任委員会に付託いたします。

◎議第24号の質疑・委員会付託

○議長(森 温繁君) 次は、日程により、議第24号 下田市職員の公益法人等への派遣等に 関する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○総務課長(出野正徳君) それでは、議第24号 下田市職員の公益法人等への派遣等に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。

初めに、提案理由でございますが、地方自治法においては公益法人等への業務に地方公共 団体の職員を専ら従事させることを想定しない制度であるため、地方公共団体における取り 扱いがばらばらになっているとの指摘や、職員の身分保障についても不十分であるとの指摘 がございました。こうした状況を踏まえ、公益法人等への派遣職員の身分取り扱い等につい て統一的なルールを確立し、公益法人等への職員派遣のあり方の適正を図るため、公益法人 等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律が施行されましたことを受けまして、法に 規定されていない事項につき条例を制定し、行政と民間における人材の有効活用と相互に連 携し合うことにより、業務の円滑なる運営を確保するとともに、地域の振興及び公共の福祉 の増進に資するものでございます。

それでは、条例改正関係等説明資料の17ページの下田市職員の公益法人等への派遣等に関する条例の逐条解説にてご説明をさせていただきます。

第1条は、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律により、条例に定めるべき条文の根拠規定を列挙したものでございます。

第1条中第2条第1項及び第3項とは、派遣先団体の種類、第5条第1項とは派遣職員が職務に復帰しなければならない根拠、第6条第2項とは、派遣職員の給与は派遣先の団体で支給することになりますが、派遣元で支給することができる根拠、第9条とは、復帰した場合の給与等の処遇についてそれぞれ定めたものでございます。

特に、派遣先の団体の種類でございますが、次のページの説明1に記述してあります。公益法人、一般地方独立行政法人、特別の法律によって設立された法人、例えば学校法人や社会福祉法人などです。さらには自治法によって設立された全国市長会や議長会が該当いたします。

第2条は、職員の派遣に関する基本的な事項として、派遣先団体及び職員派遣の対象から 除く職員並びに職員派遣に関する取り決めについて規定をしたものでございます。 職員派遣では、派遣先団体の条件として「公益法人等のうち、その業務の全部又は一部が 市の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、市がその施策の推進を図るため 人的援助を行うことが必要なもの」と規定しており、その団体については規則で定めること になります。

派遣できない職員は、地方公務員法の規定により、臨時的に任用された職員、法律により 期限を定めて採用された職員、定年退職者の再任用職員、休職または停職中の職員並びに法 律または条例により職務を免除されている職員等は派遣できないことになります。

第3項は、職員派遣に関する取り決めに定めるべき事項を規定したものでございます。

第3条は、派遣職員の職務への復帰について記載してございます。

職員派遣の目的を達成することが不可能又は困難である場合には職務に復帰することになるものです。地公法28条第1項第2号又は第3号とは、心身の故障及びその職務に適格性を 欠いた場合が該当します。

地公法第28条第2項各号とは、心身の故障のため長期の休養を要する場合、刑事事件に関し起訴された場合が該当します。

地公法第29条第1項第1号又は第3号とは、法令・条例等に違反した場合、全体の奉仕者 としてふさわしくない非行があった場合が該当します。

第4条は、派遣職員の給与についての規定であります。

派遣職員には基本的には給与を支給しないことになります。ただし、特定の業務に派遣される場合には、給与が派遣職員に支給されることになります。それは派遣職員が派遣先団体において従事する業務が当該地方公共団体の委託を受けて行う業務、当該団体と共同して行う業務もしくは当該団体の事務もしくは事業を補完しもしくは支援すると認められる業務であって、その実施により当該団体の事務または事業の効率的もしくは効果的な実施が図られると認めるものに限り、給与、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することになりますが、勤勉手当、管理職手当、通勤手当、時間外勤務手当は派遣先でこれは支給することになります。

給与の額及びその支給方法については、派遣先団体との取り決めによって決定をすること になります。

第5条は、職務に復帰した職員に関する給与条例の特例を規定したものでございます。

派遣職員の給与等が、派遣職員とならなかった職員と比べて不利にならないよう、派遣職員が職務に復帰した場合、あるいは派遣先団体における業務等により労災の適用を受け休職

したまま職務に復帰した場合には、派遣先団体の業務を公務とみなし公務災害とし、給与条例を適用することになります。

第6条は、派遣職員の復帰時における処遇について規定してあります。

派遣される職員は、派遣されている期間中業務に従事をしないので当該期間中に昇格することは認められませんし、また、昇給期間のすべてを派遣により勤務しなかった場合には昇給もできません。この結果、派遣職員は昇格、昇給に関して派遣されなかった職員と比べて不利益が生じます。このため、派遣職員が職務に復帰した場合には、職務の級等について必要な調整を行うことができる旨を規定をしたものでございます。

第7条は、報告です。

職員を派遣する権限を有する任命権者に対して、長への報告義務を設けたものでございます。

第8条は、委任規定です。

この条例の施行について、必要な事項は規則で定めることになります。

では、本文に戻っていただきまして、附則でございますが、平成19年4月1日から施行するものでございます。

大変雑駁な説明ではございますが、よろしくご審議のほどお願いをいたします。

○議長(森 温繁君) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

10番。

- ○10番(小林弘次君) 恐らく、伊豆つくし学園の廃止に伴って設立される法人に対する職員の派遣というものを想定して、条例を出そうというふうに思えるわけでございますが、この公益法人ということにつきまして、市内あるいは市外、いろいろとございますが、一般的に公益法人といいますが、私たちが思うのに、社会福祉の法人ということになりますと、例えば介護保険等にかかわる施設の運営にかかわっている団体、あるいは下田で一番近いということになれば振興公社等々含めましていろいろあると思うんですが、具体的に下田市が想定している公益法人等の派遣の条例に基づいて派遣が必要な法人というのはどういうことを思っているのですか、農協とか漁協とかいろいろあると思いますが、そういうのはどういうことになるんでしょうか。
- 〇議長(森 温繁君) 番外。
- 〇総務課長(出野正徳君) 派遣先団体については規則で定めることになっておりますので、

今のところ新たにできます社会福祉法人の伊豆つくし会を想定をしてございます。 以上でございます。

- 〇議長(森 温繁君) 10番。
- ○10番(小林弘次君) 大体そういうことだろうというふうに説明を聞いて思っていたんですが、しかし、一般論としまして、公益法人に対する派遣ということの条例になるわけですから、議論としましては社会福祉法人、幾つかあると思うんです。そうした場合に派遣を要請されたり何かした場合にはこの条例に基づいて派遣をするということになると思うんです。そうしますと、この点ではっきりしておきたいのは、農協とか漁協さんとか、あるいはその他の社会福祉法人あるいは振興公社、こういったものも派遣にはこういうことになるのか、あるいは公益法人ということになりまして地方自治体、例えば一部事務組合、県その他の協議会等についての派遣というのは、どういう整合性を持つんでしょうか。
- 〇議長(森 温繁君) 番外。
- ○総務課長(出野正徳君) 今の逐条解説の2ページですか、そこに法第2条第1項各号に掲げる団体ということで、これは、民法34条に規定されている法人ですから、財団法人です。下田でいえば振興公社、社団法人、下田でいえば青年会議所等が社団法人です。あと、独立行政法人は、下田には地方の独立行政法人というのはございませんので、公立の病院とか研究所とかそういうのはございますが、特別の法律によって設置された法人が、今言いました学校法人、社会福祉法人、これは農協、漁協も特別の法律によって設置された法人ですから、これも該当します。

しかし、今回条例の第2条の中で、業務の全部または一部が市の事務または事業と密接な関連を有するものであり、かつ市がその施策の推進を図るために人的援助を行うことが必要のある団体というふうなことで第2条では規定しておりますので、すべての団体に派遣するとは限りませんので、特定の団体について当然これは市長とも協議することになるかと思いますが、数が限られてくるのかなと思います。一部事務組合の派遣ということで派遣をしてございますが、これは地方自治法に基づく派遣でございます。

以上でございます。

○議長(森 温繁君) ほかにございませんか。

[発言する者なし]

○議長(森 温繁君) これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第24号議案は、総務常任委員会に付託いたします。

○議長(森 温繁君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、この後、議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は第1委員会室へお集まりください。

ご苦労さまでした。

午前11時48分散会